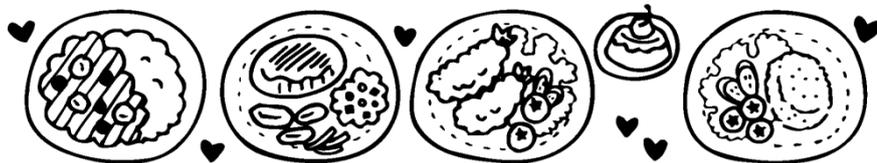


戸田市立保育園
食物アレルギー対応マニュアル



平成 18.3.10 初版
平成 30.3 改訂
戸田市保育幼稚園室

食物アレルギーの、症状や種類は多岐にわたってきている。戸田市立保育園では医師の指示のもと除去食を基本対応とし、安心・安全な給食を提供していくことを第一に考えた対応を行っていく。

保育園における食物アレルギー事故を起こさないためには、重要なことが2点ある。まず1点目は、園長・保育士・看護師・給食担当者・保育園職員をはじめとする関係職員及び保護者が、共通の情報を持つこと。そしてもう1点が、共通の情報を持った上で、常日頃から連携していくことである。

この食物アレルギー対応マニュアルは、大きく分けて3点について記載している。I 食物アレルギーの基礎知識、II 食物アレルギー事故防止、III 食物アレルギー症状への対応である。

I 食物アレルギーの基礎知識

1 食物アレルギーとは

(1) 定義

食物アレルギーとは、食べたり、触ったり、吸い込んだりした食物に対して、体を守るはずの免疫のシステムが、過剰に反応しておきる有害な症状をいう。

(2) 頻度

アレルギー児の割合は年々増加しており、アレルゲンについては1位鶏卵、2位乳製品と大半を占めているが、アレルゲンの種類は多岐にわたっている。

全国調査によると、食物アレルギーの有病率は約 4.9%で、年齢別では 0 歳が 7.7%、1 歳が 9.2%、2 歳が 6.5%、3 歳が 4.7%、4 歳が 3.5%、5 歳が 2.5%という結果である。

(3) 原因食物

保育園で除去されている食物は鶏卵が最も多く、次いで乳製品である。その他の食物としては、魚類・魚卵・落花生・小麦・ピーナッツ・大豆製品・そば・ごま・甲殻類(えび・かに)などである。

(4) 症状

食物アレルギーの症状は多岐にわたる。皮膚・眼・口・喉・鼻・消化器・呼吸器、さらには全身に症状が認められることがあるが、最も多い症状は皮膚・眼・口・喉・鼻・呼吸器などの症状である。また複数の臓器に症状が出現する状態をアナフィラキシーと呼び、呼吸器症状の出現はさらにアナフィラキシーショックへ進展するリスクが高まり注意が必要である。

(5) 治療

「原因となる食物を摂取しないこと」が治療の基本である。

そして、万一症状が出現した場合には、速やかに適切な対処を行うことが重要である。じんま疹などの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬の内服や、経過観察により回復することもあるが、喘鳴(ゼーゼー・ヒューヒュー)・呼吸困難・嘔吐・ショックなどの中等症から重症の症状にはアナフィラキシーに準じた対処が必要である。

2 アナフィラキシーについて

(1) 定義

アレルギー反応により、湿疹・じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状や、喘鳴(ゼーゼー・ヒューヒュー)・息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時に、かつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。

(2) 原因

保育園児のアナフィラキシーの原因のほとんどは食物であるが、それ以外にも医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックス(天然ゴム)・昆虫刺傷などがアナフィラキシーの原因となりうる。

(3) 症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時かつ急激にみられるが、最も注意すべき症状は血圧が下がり、意識が低下するなどのアナフィラキシーショックの状態である。

(4) 対応

具体的な治療は重症度によって異なるが、意識障害などがみられる場合は、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え顔を横向きにする。そして、意識状態や呼吸・心拍の状態・皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一時救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。アドレナリン自己注射薬である「エピペン」の処方を受けて保育園で預かる場合には、適切なタイミングで注射することが効果的である。迅速に対応しないと命に関わることがある。

II 食物アレルギー事故防止

1 戸田市立保育園における対応について

(1) 基本的な考え方

- ①医師の指示に従い、対応すること
- ②保育園生活の中で配慮が必要な場合は、医師の診断書などの指定書類をもって対応すること
- ③**除去食** アレルゲンを調理過程の中で除去することが可能な場合は、アレルゲンを除去して提供すること
- ④**代替食** 調理過程の中で除去が不可能な場合や、コンタミネーション(アレルギー物質の微量混入)でも反応する場合等は予算の範囲内で代替食を一部提供する。提供できない場合は、家庭から代替食を持参してもらうこと。
また、代替食を持参する場合は昼食までの場合は手作り品も可能とし、午後おやつの場合は市販品を持参すること

※コンタミネーションとは食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合のこと。

(2) 除去食及び代替食の実施基準

- ①医師の診察・検査等によりアレルゲンが特定されており、食物アレルギーと診断されていること
- ②食事療法(アレルゲンの除去等)を指示されており、家庭でも食事療法を行っていること
- ③初回及び症状が変化した(除去内容が増える)場合は、診断書などの指定書類の提出を求めること

(3) アレルギー対応の解除について

医師からアレルギー対応食材の解除指示があり、なおかつ自宅でも対象食材を喫食して症状が出なかった場合は「除去食解除申請書」の提出を持って解除とする。

(4) 行事食等の対応について

- ①なるべくアレルゲンとなる食材の使用は避ける。また、園児が触れないよう注意を払い、保育士等は目を離さない。
- ②遠足等に持参するお菓子等は事前に渡し、保護者に確認してもらう。

(5) その他の対応について

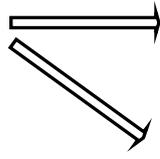
- ①調理油は菜種油を使用する。
- ②代替食を持参した場合は、提供まで冷蔵庫で保管し、温めて提供する。
- ③給食で使用する加工品等は原材料等を確認し、保育幼稚園室でアレルゲンが含まれていないかをメーカー等に問い合わせ及び確認する。
- ④人工栄養児でミルクアレルギーと診断された園児には、アレルギー対応のミルクを使用する。
- ⑤保育園で調達する代替食は下表のとおりとする。

代替食品提供対象料理	代替食品
牛乳(飲料のみ)	豆乳・麦茶
ロールパン・黒糖パン・白パン・菓子パン・ケーキ(誕生日)	食パン・フォカッチャ
ヨーグルト・牛乳くずもち・カルピスゼリー	フルーツのゼリー
乳酸菌飲料・飲むヨーグルト	野菜ジュース
マヨネーズ	卵不使用のマヨネーズ
アイスクリーム	シャーベット
桜餅	道明寺桜
かしわ餅	小麦除去柏餅
菓子	アレルギー用菓子
乳児用ミルク	アレルギー対応ミルク

2 申請・申請書類提出方法

(1) 入園児の保護者からの申し出

●アレルギー調査票



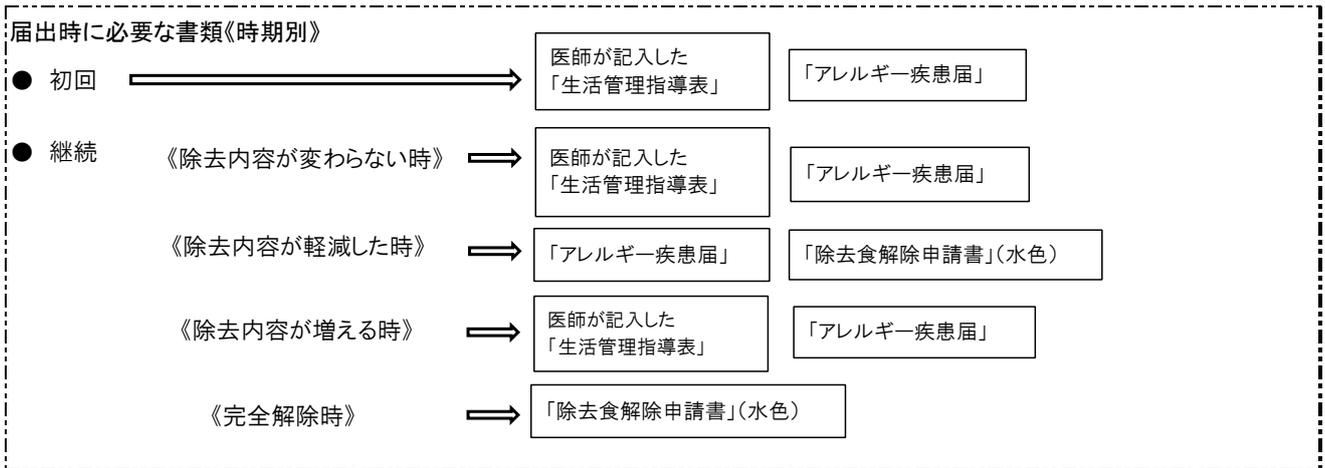
アレルギーなし

*特に提出書類なし

アレルギーあり



(2) 保護者からの申請の手順



※アレルギー症状確認のため、年に1度は医療機関を受診し書類を提出する。

(3) 面談

- ①園長・主任保育士・担当保育士・看護師・給食担当者・保護者等で面談をする。
 - ②提出された書類をもとに除去食品・代替食、緊急時の対応についての方法を話し合う。
 - ③調理過程の中で除去が不可能な場合や、コンタミネーションでも反応する場合等は予算の範囲内で代替食を一部提供する。提供できない場合は、家庭から代替食を持参してもらうことを理解してもらう。
 - ④面談内容についてはアレルギー疾患（食物アレルギー）届の面談内容欄に記録する。
- ※修正液等は使用せずに誤りの場合は訂正印を使用する。

(4) 決裁

- ①保護者からの申請に基づき、面談後書類を確認の上、決裁欄に押印する。
- ②保育幼稚園室に必要書類を提出し決裁を受ける。

3 毎月の流れ

～前日までに～

- ①【栄養士】アレルギー確認票に日付と献立名を記載し、各園必要枚数を各園に送付。
- ②【調理師】クラス・名前・アレルゲン・献立変更点を記入しておく。

～当日～

- ③【調理師・保育士】朝のミーティング時にアレルギー児の献立変更について確認・周知。
- ④【調理師】各調理室内で、除去食等の調理。検食が出来上がったら通常献立等と一緒に検食をしてもらう。
- ⑤【園長・主任】検食をし、「検食」欄に 時間とサイン（印） をする。アレルギー確認票は調理師に戻す。
★朝おやつは、ミーティング時に検食も兼ねて行うとスムーズ。
- ⑥【調理師】アレルギー児献立に間違いがないか確認し、「調理責任者」欄に 時間とサイン（印） をする。
- ⑦【園長・主任】部屋に運ぶ前に調理室前で、盛り付けられた献立に間違いがないか口頭にて確認をし合い、「確認者」欄に 時間とサイン（印） をする。
- ⑧【調理師】給食をダムウエーターやワゴンで運ぶ。調理師はアレルギー確認票をもって。保育士にアレルギー確認票を渡す。
【受取者（保育士）】調理師からアレルギー児の献立の説明を受け、確認し、「受取者」欄に 時間とサイン（印） をする。
- ⑨【提供責任者（保育士）】受取者から提供責任者に、引き継ぐ。提供責任者は確認し、配膳する。園児が食べ終わるまで見守り、「提供責任者」欄に 時間とサイン をする。
- ⑩アレルギー確認票は、食器と一緒に調理室に戻す。月末まで調理師が保管し、月まとめて保育園に提出する。

【注意点】

- ・アレルギー確認票は、その都度食器と一緒に調理室に戻す。
(忘れてしまうと次の食事に影響が出るため)
- ・朝おやつは、朝のミーティング時に行う。
- ・受取者から、提供責任者への引き継ぎも必ず声掛けを行う。

4 その他の対応

(1) お替わりについて

- ①誤食・誤飲が起きやすいので、必ず保育士等が付き添う。
- ②お替り用の食器は、アレルギーごとに色分けをして盛り付ける等、園対応で行う。(食器の色の例:黄色(卵)、ピンク色(乳)、青色(その他))

(2) 保護者への連絡について

迎えにきた保護者に、給食提供時のアレルギー児の様子に変化があったら伝える。

5 対象児への対応

(1) 自己管理能力を育む

- ①徐々に自分が食物アレルギーだということを認識させることから始め、ある特定の食物を食べると、体に異常が出ることを知り、その食物を口にしない。
- ②保育園給食の献立に使用されている食物を事前に把握し、食べられるか・食べられないか等、それぞれの健康状態に応じた喫食ができるようにする。

(2) 食後の観察

運動や、寒さ・暑さ、体調不良等はアレルギー児の身体にとって大きなストレスになる。普段は症状が出ない食物であっても摂取した直後に運動をしたりすると、アレルギー症状が出現する可能性があるため注意をする。

6 周囲の園児への対応

食物アレルギーは、食物の好き嫌いではなく、疾患の一つであることを理解させる。また、誰でも食物アレルギーになる可能性があること・症状は様々な形態で出てくること・自分にとってはなんでもないものが人によっては生命に関わる場合があることを、全ての園児に理解させることにより、園児全員が安心・安全で楽しい保育園生活を送ることができるように、アレルギー児を応援できるようにする。

7 災害時への備え

- ①園として、アレルギー対応食を備蓄する。
- ②園の個人カードに、アレルギーの有無と原因食物の記入をする。

Ⅲ 食物アレルギー症状への対応について

緊急時は下記のフローチャートを参考に対応すること。

食物アレルギー症状への対応マニュアル

